



南中だより

【教育目標】「 進んで学び 励まし合い 力を伸ばそう 」

HP <https://www.city.ojiya.niigata.jp/nanchu/> 第4号 令和7年7月22日発行

◎ 「これって、いじめ？」～いじめ見逃しぜロスクール集会より～

校長 阿部 由美子

6月25日に生活委員会を中心に「いじめ見逃しぜロスクール集会」を開催しました。当日は南中学校区の子どもを語る会のメンバーの皆様にもご参加いただき、全校でいじめについて考えました。

事前に全校生徒にとったアンケートでは、「どんな理由があっても、いじめはよくない。」と全員が回答しました。南中学校では、「いじめは許されないことである。」という認識がしっかりとされています。しかし、学校は様々な人が集まる場です。一人一人、感じ方や考え方方が違います。さらに中学生時代は思春期という発達段階に入り、個々の価値観に違いが出てきます。そんな様々な個性が集まっている場所では、発した言葉や行った行為が、それを行った本人が考えている以上に、相手に心身の苦痛を感じさせることができます。

そこで今回は、日常生活の中で起こりうる様々な場面について事例をあげ、「これって、いじめ？」と問い合わせ、「いじめ」とはどういうことなのか、改めて考える場としました。事例の一部を紹介しますので、皆様も一緒に考えてみてください。

【事例1】

AさんがBさんの体操着を隠していました。困って泣きながら探しているBさんを見て、Aさんは笑っていました。

Bさんにとって
これはいじめ？

【事例2】

CさんがDさんに通りすがりに「死ね。」と何回も言っています。Dさんは「やめて。」と言っているのに全くやめてくれません。

Dさんにとって
これはいじめ？

【事例3】

EさんとFさんは、休み時間によく一緒に遊んでいます。最近は、教室内でプロレスごっこが流行っています。クラスメイトは、担任に「Eさんは、Fさんに乱暴な技をかけて、Fさんが痛そうにしています。」と訴えた。

担任は、Fさんに状況を確認したところ、Fさんは「プロレスごっこなので大丈夫です。平気です。」と答えた。担任は、ふざけあいとも思ったが、後日改めてFさんに話を聞くと「プロレスごっこは、本当は嫌です。」と話をした。

Fさんにとって
これはいじめ？

【事例1・2】は、誰がみても、
いじめです。**社会通念上のいじめ**

この他にも「金品をたかられる。盗まれる。隠される。壊される。捨てる。」もいじめです。これらは窃盜（せつとう）器物損壊（きぶつそんかい）といって、犯罪になる行為です。

【事例3】は、「ふざけあい」とか

「じゃれあい」で、いじめではないと思われるがちですが、Fさんは「本当は嫌です。」と心身の苦痛を感じているので、**いじめになります**。これは、

「いじめ防止対策推進法」に定義されている**法的ないじめ**になります。

この事例と同類で報告されるのが、**「ズボン下ろし」**です。新潟県では、ズボン下ろしから悲しい事件になってしまった経験があることから**「ズボン下ろしは、絶対に許せない いじめである。」**と捉えて指導しています。

【事例 4】

Gさんが、算数の問題を一生懸命解いていたところ、Hさんが聞かれてもいないのに答えを教えました。（Hさんは親切心で教えました。）

Gさんは「もう少しで解けたのに。」と泣き出していました。

Gさんにとって これはいじめ？

【事例 5】

IさんとJさんが、SNSのグループの中で、Kさんの悪口を書いていました。KさんはそのSNSのグループには入っていないので、悪口を書かれていることを知りません。

Kさんにとって これはいじめ？

【事例 4】は、Hさんが「良かれと思っていたこと」がGさんにとっては、泣き出すなど、心身の苦痛を感じたことになり、**いじめになります。法的ないじめ**です。

この場合、担任はHさんに「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応を行います。HさんにはGさんの気持ちに気付かせ、どんなふうにしたらよかつたかなど、丁寧に指導する必要があります。

【事例 5】は、令和3年7月に改訂された**「新潟県いじめ防止基本方針」**に追加された**「いじめ類似行為」**になり**法的ないじめ**です。

「いじめ類似行為」とは「当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい=ある出来事が起こる可能性や確率のこと。そうなるであろうと思われること。）の高いものをいう。」とされています。

いかがだったでしょうか。「これもいじめになるの。」という事例もあったのではないか。学校は「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめを認知し、対応します。「いじめ防止対策推進法」第2条にいじめの定義が以下のように示されています。

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

また「新潟県いじめ等防止のための資料集」には、いじめの定義について、以下の補足説明があります。※参照「新潟県いじめ対策ポータル」（インターネットで検索できます。）

- いじめの「加害」「被害」は流動的であり、特定の児童生徒に焦点化した指導・支援では対応できないことから、いじめはどこでも誰にでも起こりうるという認識をもつこと。
- 法律上のいじめの定義は、社会通念上のいじめの観念よりも広範であることを理解し、児童生徒の被害性に着目して認知すること。
- 行為の連續性や反復性、被害の軽重、力関係はいじめの認知に無関係である。
- 被害者が、心身の苦痛を感じているものは、全ていじめである。

中学校では、いじめの「加害」と「被害」が目まぐるしく変わることや、一つの行為で両方の立場になることがあります。一つ一つの行為について振り返らせ、心身の苦痛を与えていていることを考えさせ、理解させた上で対応しなければなりません。

南中学校では、被害者の立場に立ち、いじめを重大事態にしないために、積極的にいじめを認知し、早期発見・即時対応します。ご家庭で、お子さんから心配な情報があった場合には、すぐ学校にお知らせください。いじめの認知件数が増えることは、決して悪い状況になっているのではなく、早い段階で被害者的心身の苦痛をキャッチし、見逃さず対応していくことにつながるということをご理解ください。次のページでは、南中学校の「いじめへの対処」について、「南中学校いじめ防止等のための対策に関する基本方針」を基にまとめました。各ご家庭でもお子さんと一緒にご確認ください。

「南中学校いじめ防止等のための対策に関する基本方針」より

< いじめへの対処 >

いじめに係る情報が教職員に寄せられた

- ・学校でいじめを発見した
- ・いじめの通報を受けた
- ・いじめに係る相談を受けた
- ・いじめと思われる疑わしい行為を発見した 等

教職員は他の業務に優先して、かつ即日、当該情報を速やかに**生徒指導主事**に報告・相談し、**管理職**へも報告・相談を確実に行い、**校内いじめ対策委員会**に報告する。

校内いじめ対策委員会の構成員：校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任・担任、養護教諭

必要に応じて、市教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等の外部専門機関の参加・協力を得る。

いじめを受けた生徒
及び疑いを知らせて
きた生徒を徹底して
守ります。

「校内いじめ対策委員会」の開催

- ・対応方針を決定する
- ・市教育委員会に報告する
- ・重大事態かどうか判断する

被害を訴えた生徒からの聞き取り

- ・いじめをやめさせ、身の安全を確保して事実を確認します。
- ・状況に応じて別室を用意するなどの対応をします。

関係生徒（観衆や傍観者）からの聞き取りやアンケート

- ・プライバシーに配慮して事実を聞き取ったり、アンケートを実施したりします。

加害と思われる生徒からの聞き取り

- ・いじめをやめさせ、事実を確認します。
- ・自分がした行動について振り返らせます。

被害を訴えた保護者への連絡

- ・生徒への対応当日に家庭訪問し、事実説明し、見守りを依頼します。
- ・学校の対応を説明します。

関係生徒（観衆や傍観者）の保護者へ連絡

- ・事実を説明し、学校の指導に協力を依頼します。

加害者と思われる保護者への連絡

- ・正確な事実説明し、学校の指導に協力を依頼します。
- ・来校していただく場合もあります。

○全職員で当該生徒を継続的に見守ります。

○当該生徒のプライバシーに配慮しながら、他の生徒への指導を行います。他の保護者へも学校の指導について協力を依頼します。

○市教育委員会や関係機関とも連携します。特にインターネット上のいじめなど、犯罪行為に相当しうると判断される場合は、学校として直ちに警察への相談・通報を行います。

○再発防止のための対策を徹底して行います。

○いじめの解消の判断をします。

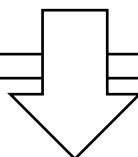
※いじめ解消とは

- ・いじめに係る行為が止んでいること 『少なくとも3か月を目安とする』
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・3か月後、被害及び加害児童生徒、双方の保護者に確認後、いじめ解消となります。
- ・上記の「いじめが解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

いじめ重大事態について

重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合
 - (相当な期間とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況を十分考慮する。生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③その他、市教育委員会が認めるとき



いじめ重大事態が発生した場合

- ・学校は、速やかにその概要を市教育委員会に報告します。
- ・小千谷市いじめ対策専門委員会は、客観的な事実関係を明らかにすることを目的に、いじめの行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかを、多方面から情報収集し明確にします。
- ・小千谷市いじめ対策専門委員会は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し調査結果を報告します。
- ・学校は、市教育委員会から指導を受けて適切に対応します。



「いじめ」とはどういうことなのかを改めて学んだ生徒達は、次に「南中学校で『いじめ』を起こさない・見逃さないために、私たちに何ができるか？」について考えました。生徒達が縦割り班ごとにまとめた意見は、次のようなものでした。「自分の気持ちを真剣に伝える。」「相手の気持ちを理解し、ひとりで悩まない。」「クラスの様子をよく見て、何かあったら相談する。」「何かあったときには、放置せず、相手の気持ちを考え、止めに入る。」「相手の気持ちを考え、みんなでよく話し合う。」など。

『関わる力・つながる力』・・・私が大事に思っていることを南中の生徒達は、しっかりと考えていました。日常生活の中で起こりうる様々な場面において、相手との気持ちのすれ違いや諍い（いさかい）が起きたときには、当事者同士の対話なしで解決することは難しいです。対話して、お互いが自分を振り返り、今後を考える必要があります。10代の今は、「人との関わり方を学ぶ時期」なのです。

さらに南中の生徒達のすごいところは、それを当事者同士だけの問題とせず、みんなで考えようとしているところです。「ひとりで悩まなくていいんだよ。」「大丈夫、みんなで考えよう。」そんなふうに思ってくれている仲間がいることは、どんなに心強いことでしょうか。

昨年度末から起こっているいじめや校内での落書き等について、全校で考えてきました。問題になっていることを他人事とせず、「安心して過ごせる南中にするために、どうしたらよいか。」生徒、職員が一緒に考え、取り組んできました。残念ながら今はまだ、「安心して過ごせる南中」とは言えません。しかし、全校生徒のこの思いは、心のSOSを出している人達にきっと伝わります。そして、私たち教職員も辛い思いをしている生徒がいないか、しっかりとアンテナを張り、心のSOSをキャッチし、寄り添っていきます。どうか、教職員のアンテナが届かないところでは、保護者・地域の皆様のアンテナで、子ども達の心のSOSをキャッチし、学校にお知らせいただきますようお願いいたします。

◎主な各種大会（6・7月）

◇第72回中越地区中学校バレー ボール競技大会(女子の部)

○期日 6月 20日（金）

○会場 長岡市北部体育館

○結果 決勝トーナメント2回戦 惜敗

・第1試合 南中・東小千谷中・千田中 2 (25-23 26-24) 0 江陽中（長岡市）

・第2試合 南中・東小千谷中・千田中 1 (13-25 25-22 16-25) 2 弥彦中（弥彦村）



※長岡市等の中学生が中心となって活動しているクラブチーム「Glitter（グリッター）」に南中の3年生女子1名が所属し、頑張っています。Glitterは上記大会で優勝し、7月5・6日と開催された第56回新潟県中学校総合体育大会で準優勝しました。次は第46回北信越中学校総合競技大会に出場します。今後も活躍を期待します。



◇第71回全日本中学校通信陸上新潟大会

○期日 7月 4日（金）・5日（土）

○会場 デンカビックスワンスタジアム

○結果 予選 惜敗

・男子3年100m（3年生男子） ・男子1年100m（1年生男子） ・男子共通200m（3年生男子）

・女子共通100mハードル（3年生女子）



◇第73回新潟県中学校陸上競技大会

○期日 7月 19日（土）・20日（日）

○会場 柏崎市陸上競技場

○結果 予選 惜敗

・女子100mハードル（3年生女子）

・男子200m（3年生男子）

○結果 決勝 惜敗

・女子走高跳（3年生女子）



◎8月の予定

※今後の状況により、変わる可能性があります。

※表中の下校バス欄は、(小)：南小、(中)：南中の下校時の出発予定時刻です。

日	曜	主な予定	下校バス	日	曜	主な予定	下校バス
1	金	2年 職場体験振り返り	(中) 11:30	17	日		
2	土			18	月	市特定健診会場 (~20日)	(中) 11:30
3	日	広島平和式典 (~5日)		19	火		(中) 11:30
4	月	わたしの主張(長岡地区大会)	(中) 11:30	20	水		(中) 11:30
5	火		(中) 11:30	21	木		(中) 11:30
6	水		(中) 11:30	22	金	おぢやまつり (~24日)	(中) 11:30
7	木		(中) 11:30	23	土		
8	金		(中) 11:30	24	日		
9	土			25	月		
10	日			26	火		
11	月	山の日		27	水	2学期始業式	(小中) 13:30
12	火	学校無人化		28	木	質問教室(朝) 教育相談強調期間	(小中) 15:45
13	水	学校無人化		29	金	質問教室(朝) 教育相談強調期間	(小中) 16:05
14	木	学校無人化		30	土		
15	金	学校無人化		31	日		
16	土						